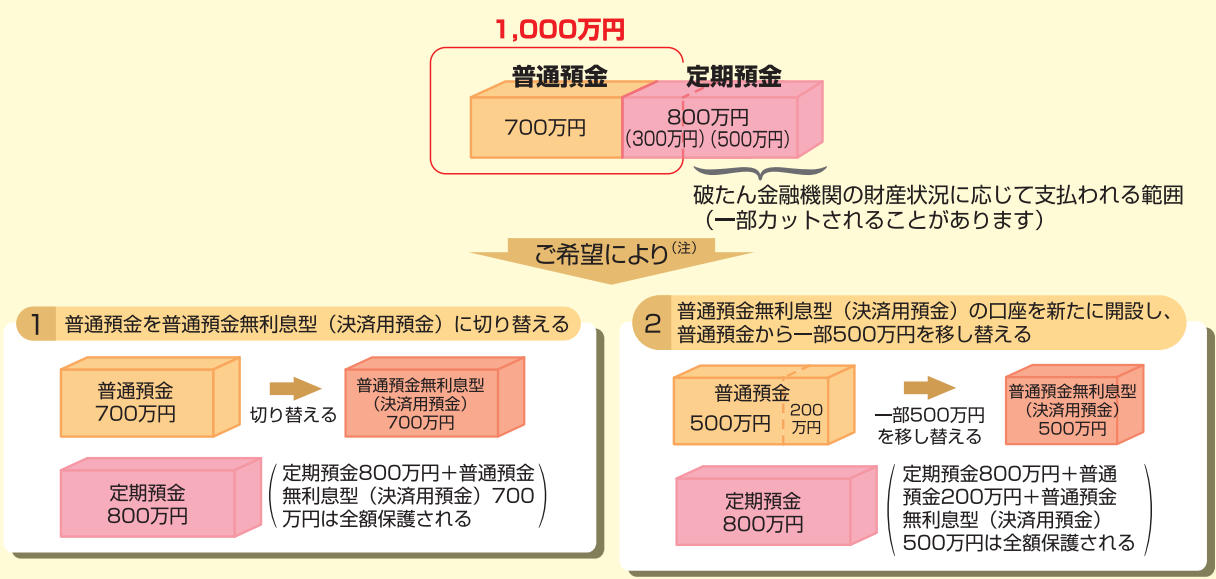


Q4 現在、同じ金融機関に定期預金800万円、普通預金700万円、合計1,500万円あります。平成17年4月以降もこの1,500万円全部が保護されるようにしたいのですが、どんな方法がありますか？



現在の合計金額が1,500万円ですので、元本1,000万円を超える部分およびその利息等については、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われることとなります。ご質問に対しては、現在ご利用中の普通預金を普通預金無利息型(決済用預金)に切り替えていただくか、新たに普通預金無利息型(決済用預金)口座を開けていただき普通預金から一部を普通預金無利息型(決済用預金)に移し替える方法があります。



(注)お手続き等については、ろうきん窓口等にご確認ください。

Q5 現在、利用している普通預金を普通預金無利息型(決済用預金)に切り替えられますか？切り替えた場合、現在利用中の公共料金等の口座振替や給与・年金等の自動受取りサービス等はどうなりますか？



ハイ、切り替えられます。所定のお申込書を各支店にご用意しておりますので、店頭にてご相談ください。普通預金無利息型(決済用預金)に切り替えた場合でも、口座番号はそのまま引き継がれますので、キャッシュカードによるお取引や、公共料金等の口座振替、給与・年金等の自動受取りサービス等もそのままご利用いただけます。

